

167
713

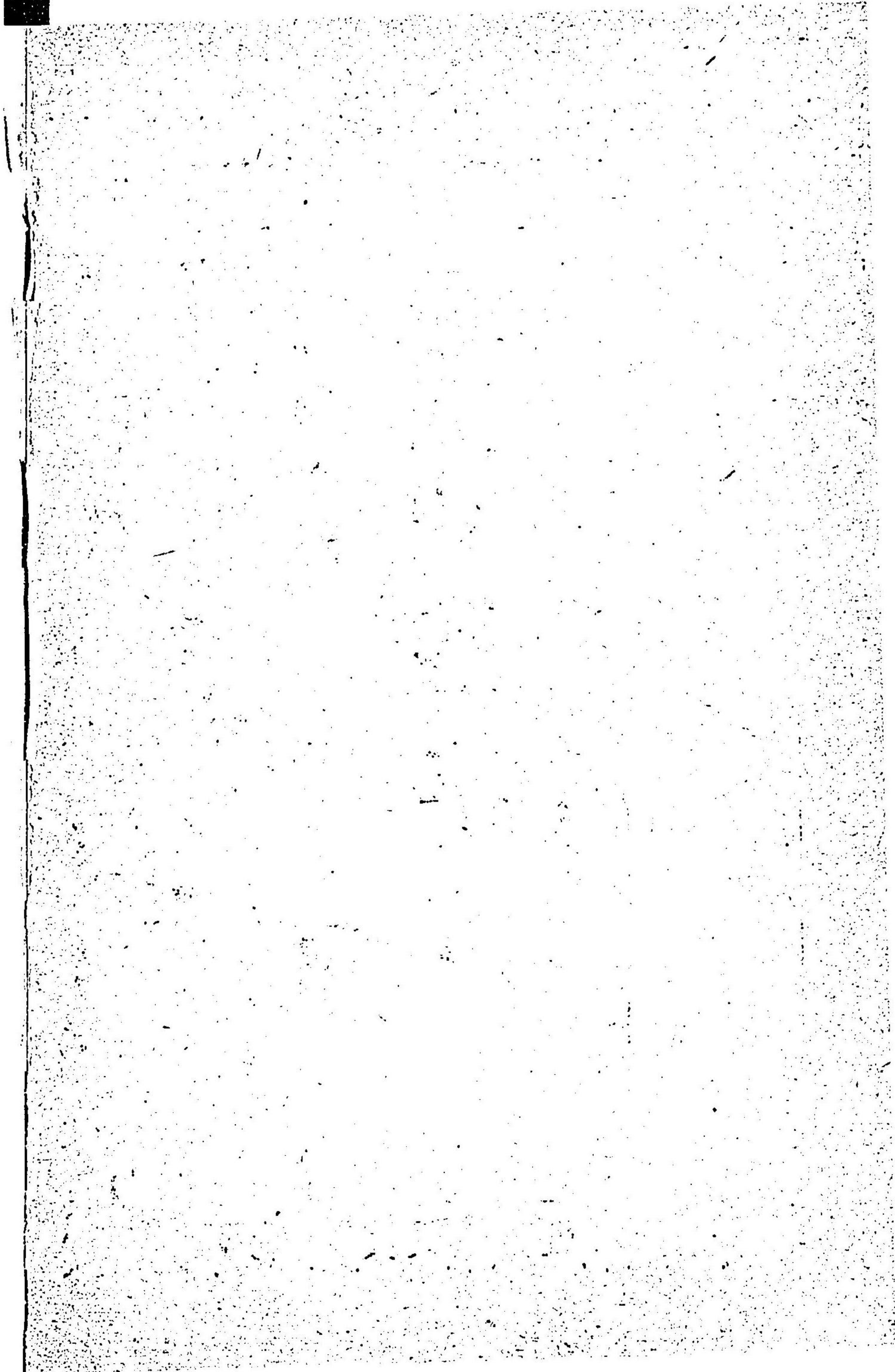
法雲普蓋禪師垂誠

版權所有

佛戒落草

全

明治廿六年五月再版





特 51
921

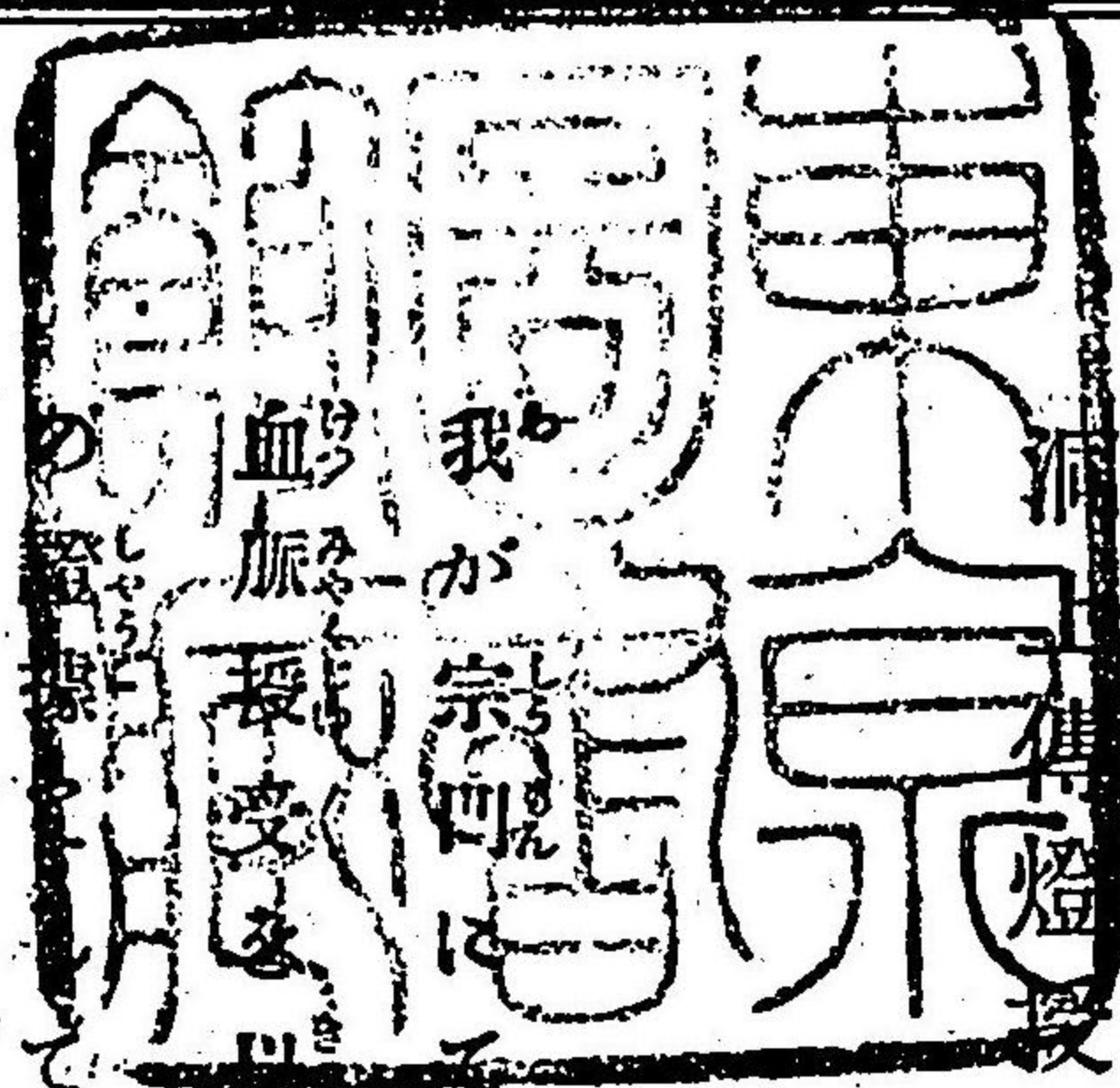
法雲普蓋大禪師



佛戒落草

傳燈授菩薩戒法雲普蓋禪師垂誠

侍者 某等 編纂



我が宗門は、
血脈授受を以て、
傳法の時ふ於ても、授戒の時ふ於ても、
最要の法と爲そ、血脈授受は、佛戒授受
の證據として、之れを授け、之れを受く、故に佛戒の宗門

の一大事因縁ありと云ふ

未だ佛戒を稟受せざる者も、血脈を授くることさく、既

に血脈を受くまば、受戒の人たること明かなり、而して
此の戒法は、三世諸佛、及び歴代祖師の護持したまふ所
にして、現み釋迦牟尼佛より、摩訶迦葉尊者初祖、菩提達
磨大師西天二祖、八洞山悟本大師洞上初祖、承陽大師
日城高祖洞明國師、日持開祖等、八十一代嫡々相承して、
吾れ襟仙に至るまで、面授面稟し來りたる戒法なり、
に吾れ襟仙のみならず、我が宗門にて、凡そ傳法以上の
人は、皆な此の戒法を面授面稟せる人なること知るべ
し
今之れを佛戒と名くるものは、佛祖正傳菩薩大戒と云

ひ一衆生佛戒を受くまば、即ち諸佛の位に入りと云ふの
意に基く、彼の經者の持戒の六度布施持戒忍辱の一な
り戒律の三學戒定慧の一ありとして、單に菩薩行の一
分より局りたるものと、擇ぶ所あればなり、而して戒の素
ど一體不二のものなれども、一體不二の中にも、自ら戒
體と、戒相との差別あり故に、今に唯だ戒相の上にお就て、
之を説くのみ、其れ戒體は、唯佛與佛の乃ち能く窮盡
したまふ所にして、言詮に能く及ぶ所にあらず、然れど
も若く強て體と相との名字上より、分別の念を生じ、諸佛
と衆生との間より、牆壁を築きて、自ら圓融無礙の法門よ

歸すること能はざれば、是れ乃ち外道の見よして、佛戒授受の分際よあらず、能くく正師あ就て参究すべき要點なり、而えて其の戒相と云ふも、意味深々にして能く説き盡すべきよあらず、只だ慈悲の念よ住して普く領解し易からんが爲め、敢て畧して卑近の説を爲す、依て佛戒落草と名づく

懺悔

佛戒佛戒十此五。三聚淨戒。を受くるに、先づ三歸戒を受くべし、三歸戒を受くるよ、先づ懺悔すべきなり、未だ三

歸戒を受くるよ懺悔せざるものなし、是れ佛祖の洪範洪範あまをなり謂ゆる懺悔とい、今までの悪事を悔ひて、此の後の善事を求むるの意あり、譬へば垢に染たる衣服を洗ひて、清浄ならしむるが如し、汚れたる衣服を久しく着けて、濯ぐことなければ、其の不浄愈甚しふして、忍びざるも、之れを淨むること愈繁げ、心を愈清浄にえ、快樂なり、故に懺悔すば安樂あり、懺悔せざれば罪益深しと云ふ懺悔の文。華嚴經。普賢行願品に華嚴經。普

我昔所造諸惡業句第一

我れ昔まより以來造る所の諸の悪業と云へる意なり、既
又佛子として、菩薩行善行を修すべし身にありなごら、縁
に觸れ物お對して、知らず識らず、數限りもなき諸の悪業
を造り、又たの知りて故らよ犯かせしこともあしとせざ
るを、今佛祖の前に於て、自から之れを發露するなり

皆由無始貪瞋癡句第二

上を受けて、其の諸の悪業は、皆な無始の貪瞋痴よ由ると
云へる意なり、其の諸の悪業は何も因て造られたる乎、既
又其の始めを知らず、然も皆亦是れ、無始劫來三毒欲食

惡瞋痴。所業を根本とし六趣天上人間修羅地獄に輪廻するにも、
毎又善業を爲さば、善趣に生ずることなく、毎又悪業
多くして、惡趣に墮し來り、今偶、小善の功力よ依りて、人間
よ生れたるも、未だ過去三毒の罪過消滅せず、加ふるよ日
夜見聞所作の上よ於て、多くの悪業を造りたるおとを願
念するを云ふ

從身口意之所生句第三

貪瞋痴の三毒は身口意の三業を緣として、生ずるを云ふ
の意なり、夫れ十戒後十重禁づ成。を持つとき、十善と爲り、之

れを破るときの十悪と爲る其の十悪の身三盜。邪淫。口四
綺語。妄語。意三。貪。嗔。癡の十悪業と成る故も今之れを擧げ
て更らに發露の意を明かす

一切我今皆懺悔句第四

斯くの如き一切の悪業をば今佛戒を受くるも當りて我
れ皆な之れを往悔。善。非。をして又た來懺。後。善。をすど佛祖
の前も於て誓ひ自ら清淨潔白ならんことを欲するなり

三歸戒

既に懺悔し畢りたれば先づ三歸戒を授受するを作法
とぞ三歸戒とい佛。法。僧。の三寶も歸依するの戒法なり
佛法僧は何故も之れを三寶と名くるや曰く世もは珍
寶を以て最大貴重の物と爲す今佛法僧へ最尊無上乃
ものなるが故も之れを寶と名く然も世寶と出世
寶とと自ら差別ありて能く譬喩を得べきもあらず昔
玄南天竺香至王の般若多羅尊者を請して供養す因み
に三王子をして施す所の珠玉を擇べしむ第一第二の
王子は其の珠玉を以て最大貴重の珍寶と爲したれど
も第三の王子菩提多羅の珠玉を喚で是れ世寶あり假

寶なり佛寶僧の三寶、即ち出世寶を以て眞寶と爲す意趣
と云ひて、機縁既又契ひ、出家きて尊者を師と爲し、第二
十八代の祖燈を紹ぐ之れを達磨大師と云ふ是れ佛法
僧の三寶の最尊無上ある所以の證なり、今此の三歸戒
を授受するを以て、戒法授受の初門と爲す、又た最究竟
と爲す、是れ乃ち我が宗門に謂ゆる「初發心時便成正覺」
なるものなり。

南無歸依佛句第一

南無の梵語の天竺語古代又きて漢那支には救我とも、歸命とも、

敬順とも翻す、皆亦「たのみまてまつる」うやまひたてまつ
る「したおひたてまつる」と云ふの義より譯せるなり、歸依
とは、投歸依伏の義にして「其の身を任せ隨ふ」意と領解す
べし、佛との梵語の略せる名として、具さに佛陀と云ひ
漢よの覺者と翻す、覺小三義ありて「自ら覺り、他を覺らし
め、覺と行と圓滿するを佛と名く」との、經論家の毎に解す
るが如し
夫れ法の三世有過去未來を貫き十方東西南北上下に亘りて不
増不減無欠無餘なるものなれども、佛の出世ありて無上
正覺を成じたまふにあらざれば、佛法世も流布する由と

なし而して佛よの三身法身上ありて、法身の畏慮舎那佛
 清淨無垢の全體にして、柳縁花紅雨竹風松頭々物々一切
 萬法悉く皆な法身の現成よあらざるはあく、報身は慮舎
 那佛圓滿無礙の全體よして、三世十方一切の諸佛皆な之
 れよ攝せざるはあく、應身の南閻淨提の教主釋迦牟尼佛
 八相成道の全體よえて、今此の戒法傳持の根本あり然れ
 どよ之れは是れ三身所説の上よ就て假りに分別するも
 のにして、今云ふ所の佛とい、一切分別の念相を離れて只
 管よ南無歸依佛と稱ふべし、然れば三身三世一切の諸佛
 の名號を稱ふるの功德あるあり、此の時に於て、諸佛と衆

生と別體あく、異相あく、而かも一體同相よして、差別ある
 よとなし、若し眞實よ此の事を了得し畢ふば、佛道修行の
 能事畢るあり、故よ一稱南無佛皆已成佛道と云ふ

南無歸依法句第二

南無歸依の意義既よ上に説くが如し、以下總して之法は梵
 語よの達磨と云ふ、佛口所説の法義、五時八教の經文、皆な
 是れ法の全体なり、加旃、歷代祖師古賢先哲の衆を接し、人
 の爲めよする一言半句も、法の所攝よあらずと云ふよと
 なし

然れども斯くの如きハ、名相軌轍の上ニ就て云ふのみ
 して、眞實法の全體ハ、直ニ正法眼藏涅槃妙心實相無相微
 妙の法門を含有す、是を敢て不可思議の法と云ふは、一
 切世間其の營務ニ應じて、貨を賣り、田を耕し、舟を渡し、世
 を治む、有りともわらゆる事業、頓て實相ニあはざる法とな
 く、松の直き、棘の曲れる、鶴の長き、鳧の短き、之れも眞如に
 あはざる法となし、故に「治生産業實相ニ違背せず」と云ひ
 又た「青青翠竹盡是眞如、鬱鬱黃花無非般若」とも云ふ、只だ
 之れを用ひ、之れを解する人ニ就て、差別あるを免かれざ
 るのみ、故に今此の三歸戒を授受するが如きは實に是を

大法の直中ニして、能化所化自ら光明中にありて、法を行
 ひ、法に歸依し居るものあり、決して法を心外に求め、自ら
 衣内の珠を知らずして、徒らに他國に蛤蜊する法と勿れ

南無歸依僧 第三

僧は梵語にして、具さにハ僧伽と云ひ、漢にハ和合衆と翻
 す、總て僧侶の法を云ふ、佛を除くの外、菩薩緣覺聲聞歷
 代祖師、及び現今當來の僧侶に至るまで、皆亦此れ中ニ攝
 するなり
 佛ありと雖も、法なければ覺る法と能はず、法ありと雖も、

佛ほとけなければ顯あらはるゝとあらむ、佛ほとけと法はふと共ともにあれども、僧そうなければ傳つたふるはどなし、既すでに傳つたふるはどあければ、佛法はふはふ滅めつ盡じんして、末ま世せ乃な迷めい衆しゆを救く度たするはどなし、故ゆに僧そうの三さん寶はうのいつつも入いる、故ゆに佛ほとけを良い醫いに譬たとへ、法はふを良く藥やくも譬たとへ、僧そうを看かん病人びやうじんに譬たとへ、一切いっさい衆しゆ生じやうを病びやう者しやに譬たとふるの說せうあるあり、一いっを欠かけば病びやうを治な療りやうして、其その苦くを抜ぬくはど難かたし、宜いなるが三さん寶はう相あひ鼎てい持ぢするはどとを抑おもは僧そう侶りよの、和わ合がう無む諍じやうと以もて本ほん義ぎとするが故ゆも、能よく此この義ぎも適たふものり、形かた相あはら縦た令ら僧そう侶りよあらばらざるも、其その心こころ意いは既すでも和わ合がう衆しゆたるものなり、今いま時とき形かた相あのみ僧そう侶りよもして、其そ

の心こころ意いの鬪たう諍じやう不ふ和わなるもの、實じつも謂いれなきなり、而しかもて僧そう侶りよも、四し種しゆ羊じやう第だい一いつ儀ぎ僧そう。無む慚ぜん愧けい淨じやう儀ぎ。症ぢやうれ差さ別べつありて各たの高かう下げ優ゆう劣れつなき能あたはられども、其その說せうく所ところの、同おなじな是これ佛ほとけ口くち所ところ說せうの法はふ義ぎなきを、分ぶん別べつの相さうを生しやうすることも、供く養やう恭きやう敬けいして、聞もん法はふ信しん受じゆすべしとの、佛ほとけの示しめえたまふ所ところなり

歸き依い佛ぶつ無む上じやう尊そん第だい四し

以下いの三さん句くは、佛ぶつ法はふ僧そうの功く德とくを舉あげて之こをこに歸き依いし奉たごまるなり、何なにを以もつて佛ほとけを無む上じやう尊そんと云いふ、無む上じやう正しやう等たう善ぜん提たいを圓えん滿まんとて、能よ

く比^ひ去^き及^おぶものあきが故^ゆなり、經^{きやう}に曰^{いは}く「皆^{みな}な應^まさよ此^こふ
到^{いた}りて、無^む上^{じやう}尊^{そん}を觀^みてまつるべし、我^わを世^せ尊^{そん}あり、能^よく
及^おぶものなし、衆^{しゆ}生^{やう}を安^{あん}穩^{のん}あらしめんが爲^ためむ世^よ又^{また}現^{げん}を
と、而^しかも種^{しゆ}々^く無^む量^{りやう}の智^ち慧^ゑ徳^{とく}相^{さう}を具^ぐ有^{いう}えて、三^{さん}界^{がい}有^{いう}情^{じやう}の慈^じ
父^ふなるか故^ゆよ、歸^き依^いえ奉^{たてまつ}るなり

歸^き依^い法^{ほふ}離^り塵^{じん}尊^{そん} 第五

何^{なに}を以^{もつ}て法^{ほふ}を離^り塵^{じん}尊^{そん}と云^いふ、八^{はち}万^{まん}四^し千^{せん}の塵^{じん}勞^{らう}門^{もん}を出^し離^りす
るを得^うるの功^く徳^{とく}あるを以^{もつ}てなり、一^{いつ}切^せ世^せ間^{けん}有^{いう}爲^ゐの法^{ほふ}は、皆^{みな}
な生^{しやう}滅^{めつ}變^{へん}遷^{せん}お屬^まし、客^{かく}塵^{じん}煩^{ぼん}惱^{なう}よ蔽^{おほ}ひれて、本^{ほん}來^{らい}清^{しやう}淨^{じやう}の全^{ぜん}體^{たい}

を觀^みる能^よはず、今^{いま}此^この釋^{しやく}尊^{そん}開^{かい}發^{はつ}の法^{ほふ}よ依^おて、能^よく此^この塵^{じん}勞^{らう}
を離^{はな}れて、自^じ性^{しやう}清^{しやう}淨^{じやう}涅^ね槃^{ぱん}よ入^いることを得^うるが故^ゆに、歸^き依^いし
奉^{たてまつ}るなり

歸^き依^い僧^{そう}和^わ合^{がう}尊^{そん} 第六

何^{なに}を以^{もつ}て僧^{そう}を和^わ合^{がう}尊^{そん}と云^いふ、既^{すで}も前^{まへ}も説^ときたるが如^{ごと}く、
性^{しやう}無^む爭^{さう}訟^{じやう}の功^く徳^{とく}を具^ぐし、佛^{ほとけ}よ代^かりて大^{だい}法^{ほふ}を傳^{でん}授^{じゆ}し、衆^{しゆ}生^{じやう}を
化^け益^{やく}するが故^ゆよ、歸^き依^いし奉^{たてまつ}るなり

歸^き依^い佛^{ぶつ}竟^{きやう} 第七

以下いげの三句さんくの三寶さんぼは歸依きいし竟おほることを誓ちかふなり、然しかるは古來こらい此この説せつに二義にぎあり、三寶さんぼを三無上處さんむじやうじよと云いひて佛無上ぶつむじやう處じよなるが故ゆへに、法無上處ほふむじやうじよあるが故ゆへに、僧無上處そうむじやうじよなるが故ゆへに、これに歸依きいすると云いふの意いあり、此この意いより領解りやうげすれば、竟きやうは究竟くわうきやう上じやう處じよ無むの意いに取とる、然しかれども前三句さんぜんくお於おて、無上むじやう離塵りじん和合わがうの功徳くどくを稱しょうして、其その無上むじやうの意いを舉あげたれば、此この單ひとへに畢究ひつきやうの意いを取とりて、誓言ちかごんとさること、當たうを得えたるものならん

今は佛ほとけに歸依きいし奉たてまつり竟おほることを誓ちかひて、餘よの邪魔外道等じやまげだうたうたう又また歸依きいせざるの意いを含有かんゆうす

歸き依い法ほふ竟きやう句く第八

法ほふは歸依きいを奉たてまつり竟おほることを誓ちかひて、餘よの邪魔外道等じやまげだうたうたう又また歸依きいせざるの意いを含有かんゆうす

歸き依い僧そう竟きやう句く第九

僧そうに歸依きいし奉たてまつり竟おほることを誓ちかひて、餘よの邪魔外道等じやまげだうたうたうに歸依きいせざるの意いを含有かんゆうす

既すでに三歸戒さんきいけいの功徳くどくを略述りやくじゆつし畢おほる、次つぎに略りやくして三寶さんぼは三種さんしゆの功徳くどくあることを述のべて、此こを附記つづすべし

三寶又具はる三種の功德とい、一に一體三寶、二に現前三寶、三に住持三寶之れなり
 始に一體三寶とは、無上正覺を佛寶と名け、清淨離塵の法を法寶と名け、和合無諍の功德を僧寶と名く、此の三寶。本來。同體無差なる、之れを一體三寶と云ふ
 次に現前三寶とい、現前正覺を成じたる釋迦牟尼佛を佛寶と名け、佛の所證の法を法寶と名け、佛法を修行するを僧寶と名く、之れ皆な世に現前して、人の拜するを得るものなるが故に、之を現前三寶と云ふ
 終に住持三寶とは成佛の後、於て一切衆生を化益す

るを佛寶と名け、諸經稱名禮拜坐禪等を法寶と名け、佛法を興隆し、人天を利濟するを僧寶と名く、總て佛法僧の三寶の應用動作する、之を住持三寶と云ふ

三聚淨戒

攝律儀戒、攝善法戒、攝衆生戒の三を三聚淨戒と云ふ、聚の攝聚の義にして「該ね集る」の意なり
 淨戒とい、清淨戒を云ふ、持戒に四種の差別あり、第一は怖畏戒を惡名、死亡、刑罰、等第二は希望戒を聞、利養、等を第三は順覺戒を修證、解脱、を求、第四は清淨戒を漏、清淨のな

り、佛祖嫡傳の大戒は怖畏希望願覺等の爲めあらず、直又無漏清淨の戒體を得るが故、之を淨戒と云ふ、既に三聚戒清淨なれば、餘の三歸戒、十重禁戒、其の他一切の戒法、皆な清淨ならずと云ふことなし、是れ三聚淨戒は、一切の律儀を攝聚し、一切の善生を攝聚し、一切の衆生を攝聚するの功德、皆な具足すればなり

攝律儀戒第一

教授戒文に曰く「諸佛法律の窟宅とせる所なり、諸佛法律の根源とする所あり」と、總て十重禁戒、四十八輕戒等、一切

の戒律を攝聚するを云ふ、夫れ戒律は、惡事惡業を制して、善事善業に依らしむるの規繩なり、是れ乃ち諸惡莫作の意として、釋尊一代時教を三大部に頒ち、經藏、律藏、論藏の三大藏ありと雖も、其の律藏あるものは、此の攝律儀戒の範圍を出でたるものなし

攝善法戒第二

教授戒文に曰く「三藐三菩提の無上梵語道の法能行所行道なり」と、佛家と謂ゆる黒業、惡と白業、善とあり、一切の白業を勤めしめて、一切の黒業に陥らしめざるの法を云ふ、

是れ乃ち諸善奉行の意にして、一切の經藏論藏此の所攝
みあらざるなし

攝衆生戒三第

教授戒文よ曰く「凡を超へ、聖を越へ。自を度ふ他を度する
なり」と、是れ乃ち一切衆生攝取不捨の行願にして、佛の大
慈大悲心の存する所なり、夫れ一切衆生を救度するより、
素より凡聖賢愚の見あるべからず、觀音の三十三身經法華
門品に古賢先哲の異類中行を救度するを云ふ皆な凡聖
賢愚の牆壁を超へざるものなり、以て自ら覺り、他を覺ぶ

しむ、是れ頓て佛心佛行なるものにして、此の戒の本體
り畢竟して之れを云へば、前の二戒攝善法戒も、素より此
の戒あるが爲なりと知るべし

佛戒偈語お架橋の譬喩を擧ぐ、曰く、攝律儀戒は朽ちた
る橋梁を取り毀つが如く、一切の惡攝善法戒は新造さ
る木材を以て橋を架するが如く、一切の善攝衆生戒は一
切の人と渡行せしむるが如く、一切衆生と以て此の三
聚淨戒の領解に便ならしむべし
遺教經よ曰く「若し人能く淨戒を持すれば、是を則ち能
く善法修り、若し淨戒あければ、諸善の功德皆あ生ずる

おとを得ず、是を以て當に知るべし、戒は第一安穩功德の住處たるおとを、淨戒の功德廣大あるおと斯くの如し

十重禁戒

十重禁戒といふ、不殺生、不偷盜、不邪淫、不妄語、不酤酒、不說過、不自讚毀他、不慳法財、不瞋恚、不謗三寶の十戒を云ふ、而して之れを十重禁戒と云ふものは、四十八輕戒に對して、重きが故に之れを名く例せば、世間の法律に、輕罪に對して重罪あり、之れ又依て其の刑名も、異なるが如

し、十重禁戒は梵網經の趣意、昔に大此の十種禁戒ハ、佛法戒律の中、百四戒、十等八の輕戒、別二百五十戒、五に於て、最も重きが故に、之れを波羅夷他梵語に於ては、重きが故に、罪と爲す、故に禁の字を用ひて決して犯すおとあるおと、若し之れを犯すおとあるおと、世間の法律に於て重罪を犯せし者の禁獄、輕重懲役、輕重徒刑、無期、流刑、無期等處せられて、人權を剝奪せらるゝが如く、佛種子を斷じて、墮獄の業因と爲る、故に最も重しと爲し、菩薩戒に於て先づ之れを制す、何とあれば、重きを擧ぐれば、輕死の之れに隨ふを以てあり

不殺生戒第一

此の戒の慈悲心を本として立てたるなり、慈悲心あれば殺生の念起らざるなり、有情の命は如何にもして救ふべきを、故ら小之れを奪ふ、無慈悲の業、之をとり甚まきはあし、古よ曰く「世間に畏るゝ所死苦を窮の窮極と爲す、損他の中に、命と奪ふは過たるはなし」古梵網經と、故に十惡禁戒の第一に置く、彼の世間の法律に於ては、只だ人道を治むるが爲めのみなれば、人命を奪ふを重しと爲せども、佛法の戒律に於ては六趣出づる輪廻に依りて、三界無色界の

衆生の皆な我が前身たる身受けありと觀じ、一切有情を悉く我が三世の親屬ありと念ずるが故に、頓に慈悲仁愛の心生するなり、故に古歌よ「山鳥のほろく」と鳴く聲聞けば父かと思ひ母かと思ふと、斯くの如く觀念する時、何ぞ殺生の惡意起らんや
或人曰く「然らば獵師の山に禽獸を狩り、漁父の海に魚介を捕獲す、是れ不殺生戒を犯えて、墮獄の業因と爲るや」答て曰く「菩薩の大戒に、自ら開遮持犯を犯せざるも犯せざるに云ふ法のありて、營業の爲め小爲そは罪なまそ、只だ無益の殺生を慎み、慈悲の念に住して、彼れが爲め、發菩提

心の回向すべし

不偷盜戒第二

此の戒は節義心を本として立てたるあり、節義心あれば
 偷盜の念起らざるなり、自身の不自由を忍びても、他乃爲
 めに施すべし、故らに之れを盗む、不節義の業、之れよ
 り甚しきあり、古よ曰く施の六度を攝じて廣く群生を
 濟ふ、盜は正しく檀布施のを壞して、二利自利俱に喪す、世
 間の醜きの謂ゆる盜なり、古述經と一切世間の物自ら自
 他の分ありて存す、然るを此の分を破りて、他の財物等を

盗む、醜體慚愧、他無比類あることなり、故よ深く之れを戒
 しむ

不邪淫戒第三

此の戒は禮敬を本として立てたるあり、禮敬心あれば、邪
 淫の念起ることなし、故に曰く生死の牢獄にも、姦を以て
 枷鎖と爲す、深く有情を縛いて、出離すること難きが故に
 古述經と、正姦夫婦の倫法すら其の守る所を守らざれば、
 繫紉甚しと爲す、況んや邪淫、他其の有夫の姦破、廉耻なるを
 云にて、姦す、又於てをや、諸の妄想煩惱より、惡業惡報あるもの

は、概ね姪欲を本と爲そ
 今佛戒も重禁する所以のものは、只だ其の肉身を害して、
 一生を全ふせざるのみあらず、此の欲熾んなれば遂に法
 身の慧命を害して、永く生死の苦を受くるが故に、立て、
 深く之を戒しむ

不妄語戒第二

此の戒の眞實を本として立てたるなり、眞實心あれば妄
 語の念起るおどなま、古又曰く「妄語の人、先づ自ら身を誑
 かして、然る後ち他を誑かす實を以て虚と爲し虚を以て

實と爲す、虚實顛倒えて、善法を受けざることを譬へば餅を
 覆へして、水入るおどを得ざるが如し、大智と世間の中、自
 他を欺き、又は他人の中間を離隔する、妄語の罪より甚
 しきはなし、此の戒を犯す者は、諸の善法を障へて、悪趣に
 墮し、遁に出離するおど難し、故に實語の徳を示して曰く
 「實語の人は、其の心端直にして、出離し易きおど、譬へば稠
 林に木を曳くお、直きものは出で易きが如し、大智と然れ
 ば實語を以て世に交り、徒らお妄語えて、悪趣の業因を造
 ること勿れ
 古お此の因縁あり、獵師兔を逐て山より下る、岐路あり、兔

の其の何れも走りさるやを知らず、故に路傍の人と問ふ、
人對ふるは妄語を以て獵師を欺く、是れ眞實。兎の走りた
る方を示せば、忽ち兎の命を斷てばなり、是を妄語の罪あ
りと雖も、物の生命を助くるを以て畜に其の罪滅するの
とならず、却て功德を生ず、夫を菩薩戒の開遮持犯と於け
る、其の規模の廣きおと斯くの如し

不酤酒戒第五

此の戒は、正念を本として立てたるなり、酒を酤るの罪は
依りて、他人の正念を昧まざしむるを以てなり、古に曰く

酒を酤りて放逸なきは、後必す悔ることあらん、自ら正
念を失ひ、本心と違ふ、故に作すべからざるを作し、言ふべ
からざるを云ふ、惡として造らざると云ふおとなし、梵網經
と、是れ酒を酤る者を擧げて、酒を飲む者を攝するなり、若
し四十八輕戒を受くれれば、別にお飲酒戒あり、一切の破戒濫
行、此の戒を破るは依て起るおと多し、然れども此の戒は
も、開遮自犯の法あり、能くく意を留めて深く正念に住
し、邪念を陥るおと勿れ

不説過戒第六

此の戒の善信を本として立てたるなり、自ら善信の心ありて、他を去て善信の心を生ぜ去めんと欲せば、他の過失を説くの心起るおどなし、經又曰く「菩薩は外道の惡人、及び二乘の惡人、佛法中の非法非律を説くを聞きては、常小悲心を生じて、是の惡人の輩を教化去て、大乘の善信を生ぜ去むべし、而るも菩薩自ら佛法中の罪過を説くは、是を菩薩の波羅夷罪なり」經網と、世の教訓にすべし口は是れ禪門と云へり、佛子たるもの深く願念なすべし

不自讚毀他戒 第七

此の戒の謙讓を本と去て立てたるあり、若し謙讓の心あれば、自ら説し、他を毀るが如きおとあし、經又曰く「菩薩は一切衆生を代て毀辱を加ふるを受け、惡事を自ら已むるも向へ、好事を他人と與ふべし」經網と、既に不説過戒に於ては、他の罪過すら説くおとを戒しめり、然るも他の好事ある者を毀り、自ら已れを讚むるが如きお、最も重しと爲す、是を多くの嫉妬の念お依て起る、深く謙讓の心を生じて、破戒の大罪お墮るおと勿れ

不慳法財戒 第八

此の戒は、布施を本として立てたるなり、若し布施の心を
 せバ、法財を慳むの心あり、古く曰く「既に菩薩の身より衆
 生より屬す、況んや財物の自の所有にあらざるをや、故に慳
 は施の障なり、萬行を破るゝと甚し、古述網記と在家の財物
 と施し出家の大法を施す、此に於て二利圓滿す、在家若し
 財物を慳まバ、出家は何に依てか慧命を相續し、出家若し
 大法を慳まバ、在家の何に依てか二世の安樂を得ん、一鍼
 一草在家一言一句出家も、孝順慈悲の念を住して布施すべし

不瞋恚戒第九

此の戒は、堪忍を本として立てたるなり、若し堪忍の心
 れば、瞋恚の念を生ずることなし、經に曰く「若し恚心を縦に
 すれば、則ち自ら道を妨げ、功德の利を失と、忍の徳たるこ
 と、持戒苦行も及ぶと能はざる所なり」遺教と、昔し一蛇
 わり、首と尾と互ひに諍ひ、尾を瞋りて行かざれば、首先づ飢
 渴じ、遂に尾をして先行せよめたるを、幾くもなくして坑
 中より落ちて死したり、譬喩と瞋恚の恐るべきと、夫れ斯
 くの如し

不謗三寶戒第十

此の戒は、孝順を本として立てたるなり、若し孝順の心ゆ
 れは、逆逆の念起ることなし、古よ曰く「佛法僧寶は邪を出
 るの天津、正に入るの要門あり、これに順ずるものゝ必ず
 常樂を證す、之れは背くものゝ常は苦海に沈む、邪見を以
 て違逆すれば罪莫大なり、古述經と諸の罪過の中、三寶を
 謗するを以て最も重しと爲す、故に佛子たる者は外道惡
 人の輩の佛を謗するを聞きて、三百の鋒を以て心を刺す、
 お如くそべしの梵趣經と示したまへり、況んや佛子たる者
 自ら謗るに於てをや、末世の今日、外道異端の說多く、三寶
 を謗る者少なからず、眞に菩薩戒を受け、菩薩道を行さる

者の深く正見に住して、三寶を護持するおとを勸むべし

斯くの如く略して、懺悔、三歸戒、三聚淨戒、十戒、禁戒の戒
 相を説き畢る、是れ高山の片石、大海の一滴たるゝ過ぎ
 ず宜しく正師に就て、其の廣説を聽受そべし、然れども
 是れ戒相の上ゝ於て之れを云ふのみ、其の戒體の如き
 は既ゝ前ゝも述べたる如く、諸佛衆生素より圓滿具足
 にして、能説所説を假るべきゝあらず、誤て分別妄想の
 坑塹に墮して、永劫に生死の苦禍を招くことなかれ

此の佛戒落草は洞上受菩薩戒信徒東京米津氏其の先祖累代諸精靈菩提の爲め我が能山貫首法雲普蓋禪師を請いて垂誠を受け其の筆記を余等も求めて之を印行し以て廣く同信の士女も頒施せんと欲し余等謹て校するも其の纒々たる示誨因縁譬喩等多しと雖も悉く之を録するは誦讀頒施も便ならず依て首も其の金文等の引例ある部分を存し簡よして要を盡さんことを欲す而して其傍訓を施せるが如き力めて廣く淺學の士女を益せんが爲めのみ而して間に用語も堅硬の箇處あるを免かれざるが如き其の意義を害せんことを恐れてあり其文字意義の稍や深重なるが如き各師に就て之を究められんことを

明治廿二年十二月
侍者某等謹て識す

版權所有

明治廿三年一月廿五日印刷
 明治廿三年一月廿七日出版
 明治廿六年五月二日印刷
 明治廿六年五月五日增補再版發行

非賣品

發行所
 曹洞宗能本山前侍者
 村上泰音

印刷者
 山田仙藏

東京市下谷區徒町
 壹丁目七番地

東京市芝區
 榮町三番地

此の佛戒落草は洞上受菩薩戒信徒東京米津氏其の先祖累代諸精靈菩提の爲め我が能山貫首法雲普蓋禪師を請いて垂誠を受け其の筆記を余等も求めて之を印行し以て廣く同信の士女も頒施せんと欲す余等謹て校するも其の纒々たる示誨因縁譬喩等多しと雖も悉く之を録するは誦讀頒施も便ならず依て首も其の金文等の引例ある部分を存し簡よして要を盡さんふとを欲す而して其傍訓を施せるが如きい力めて廣く淺學の士女を益せんが爲めのみ而して間に用語も堅硬の箇處あるを免かれざるが如き其の意義を害せんふとを恐れてあり其文字意義の稍や深重なるが如きい各師に就て之れを究められんことを

明治廿二年十二月

侍者某等謹て識す

明治廿三年一月廿五日印刷
 明治廿三年一月廿七日出版
 明治廿六年五月二日印刷
 明治廿六年五月五日増補再版發行

非賣品

版權所有

曹洞宗能本山前侍者

編輯者兼

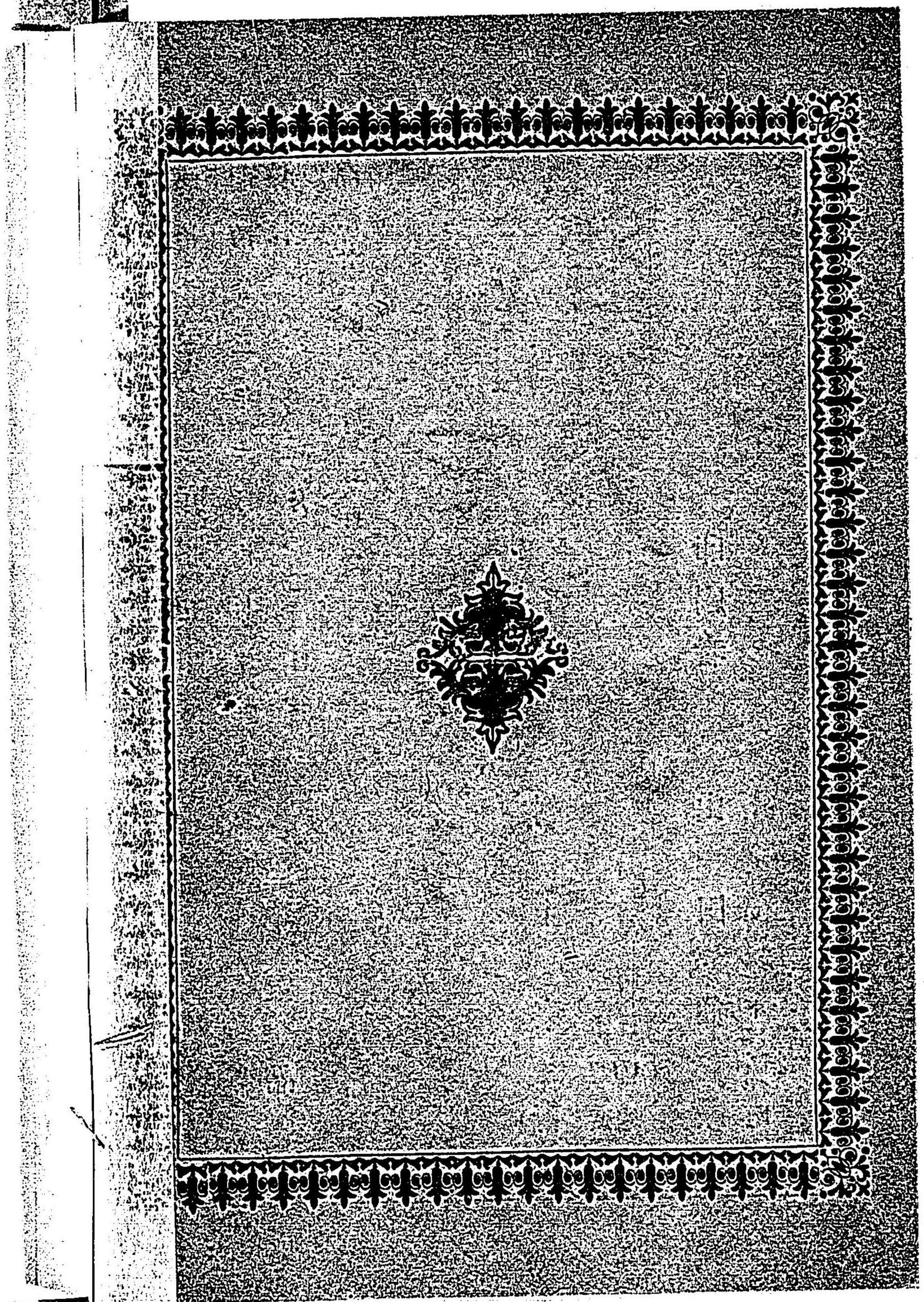
村 上 泰 音

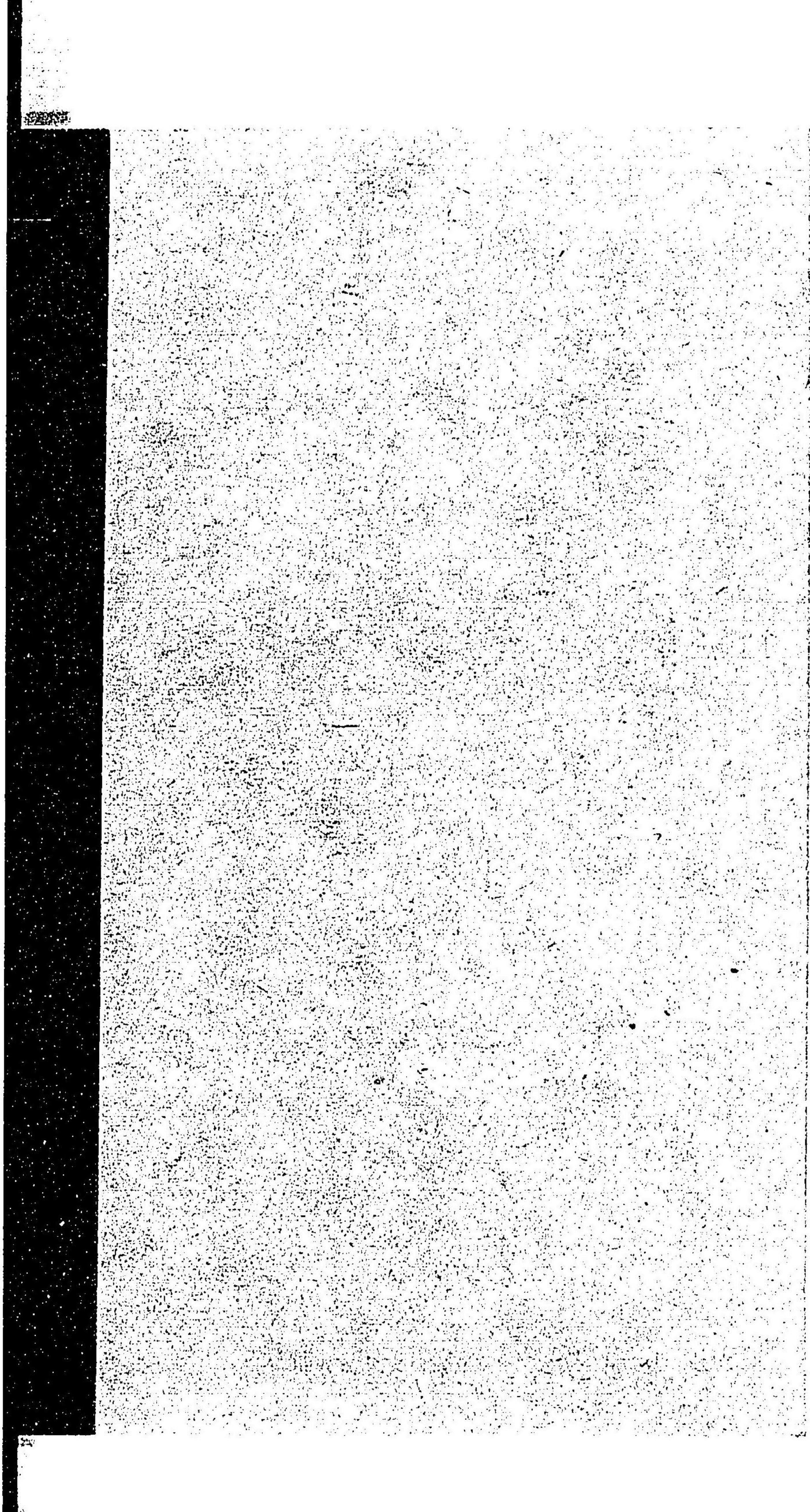
東京市芝區
築町三番地

印刷者

山 田 仙 藏

東京市下谷區徒町
壹丁目七番地





特51

921

仏戒落草

国立国会図書館

019811-000-9

特51-921

仏戒落草

村上 泰音 / 刊

M26.5

ABG-0633

